

●運転免許適性試験合格基準

区分	免許の種類	両眼	一眼	視野
視力	大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許 大型特殊第二種免許 けん引第二種免許 大型免許 中型免許 準中型免許 けん引免許 大型仮免許 中型仮免許 準中型仮免許	0.8以上	0.5以上 0.5未満は不可	視野検査はありません。
	普通免許 大型特殊免許 大型二輪免許 普通二輪免許 普通仮免許	0.7以上	0.3以上	一眼が0.3に満たない場合は、 他眼が0.7以上、かつ見える眼で視野 が150° 以上。
	小型特殊免許 原付免許	両眼0.5以上		一眼が見えない場合は、 他眼で0.5以上で視野が150° 以上。
深視力	大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許 大型特殊第二種免許 けん引第二種免許 大型免許 中型免許 準中型免許 けん引免許 大型仮免許 中型仮免許 準中型仮免許	三桿法の奥行知覚検査器により2.5mの距離で3回検査し、 その平均誤差が2cm以下。		
色彩識別	赤色、青色及び黄色の識別ができること。 (現に運転免許を受けている方が、他の運転免許を受けようとする場合等は免除となります。)			
聴力	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、けん引免許、第二種免許 及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力(補聴器により補われた聴力を含む。)が 10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえること。			
運動能力	自動車等の安全な運転に必要な認知、又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は 体幹の障がいがないこと。四肢又は体幹の障がいがあるが、規定による条件を付することにより、 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること。			